

# 自転車事故高額損害賠償判決の裁判例の検討

谷 口 聡

## A Study on Judicial Precedents concerning High Compensation for Damage from Bicycle Traffic Accident

TANIGUCHI Satoshi

### 要 旨

本稿は、自転車事故における高額な損害賠償請求が認容された近年における12件の裁判例の考察を通じて、そこで提示された法理論的課題を検討することを目的としている。

近年、通常の自転車利用者には想像もしなかったような自転車人身事故における高額な損害賠償を認容する裁判所の判決が目立ってきている。わが国の道路交通法においては、自転車は自動車と同じ「車両」の定義に含まれるが、自動車損害賠償保障法の適用は受けない。自転車は、民法709条の一般的不法行為の規定で損害賠償責任が認定される仕組みとなっており、自転車利用者に自動車の運転者のような厳格な責任は課されていないし、保険加入を義務付ける国家法も存在していない。

筆者は、自転車の利用者も自動車の運転者や所有者に適用される法的枠組みを適用していくべきであるという観点から、特に、過失相殺理論に着眼しつつ、12件の裁判例の考察を行なった。

### Abstract

This paper aims to examine from a legal theoretical viewpoint the issues presented by consideration of the recent twelve judicial precedents which awarded high compensation for damage from a bicycle traffic accident.

Recent years, court decisions awarding such high compensation for bicycle accident causing human injury or death as normal bicycle users never imagined before are becoming noticeable. Under the Road Traffic Act in Japan, bicycle meets the definition of “vehicles” as well as

automobile, but the Automobile Damage Security Law (ADSL) is not applicable to bicycle accident. Compensation for damage caused by bicycle accident is awarded in accordance with the provisions of Article 709 of the Civil Code, which provides the grounds for a claim for compensation for damage caused by general tort. A bicycle user is not strictly liable for damage resulting from a bicycle accident unlike an automobile driver who caused a car accident and is not required to take out insurance by the national law.

The author observed the twelve judicial precedents, especially focusing on the theory of contributory negligence from the viewpoint that the legislative framework applicable to automobile drivers and owners should apply also to bicycle users.

## I はじめに

近年、自転車事故が様々な意味で注目を集めている。自転車は一般庶民に非常に便利な交通手段であり運搬機具である。特に最近では環境にやさしい交通手段としても注目を集めている。一方で、20年ほど前から自転車事故による損害賠償訴訟において非常に高額な賠償を命じる判決が相次いでいる。そして、そのような自転車事故による高額損害賠償訴訟の増加という傾向を受けて、地方公共団体がその自治体の制定する条例において、自転車運転者ヘルメット着用の義務付けをしたり、損害責任保険加入の義務化を図っている。

本稿では、自転車事故の加害者に高額な損害賠償を命じた近年の12件の裁判例を個々に考察して、そのような考察から得られる所見を述べることを目的としている。

## II 本稿における裁判例考察の意図とその方法

法理論的な見地からは、自転車事故はやや複雑な問題を抱えている。それは、道路交通法においては自動車と同じ「車両」と定義される輸送運搬具であるにも関わらず、その交通事故などにおける責任負担の法的根拠が異なっているからである。自動車事故については自動車損害賠償保障法3条の適用により一般的な不法行為よりも厳格な「中間責任」が運行供用者に課せられると同時に、運転免許制度による交通安全教育の徹底が図られ、また、強制保険への加入が国家法において義務付けられている。他方、自転車の利用者には、自動車損害賠償保障法の適用はなく、交通事故の責任に関しては民法709条が適用されるのみであり、利用者には理論上は通常の過失責任が課されるのみである。また、運転免許制度もない。さらには、強制保険加入の国家法的義務がないため、多くの自治体が条例を制定して罰則のない保険加入義務化を図っているという状況にある<sup>(1)</sup>。

このような状況下で、自転車利用者たとえば、交通事故を起こし他人に損害を与えた場合には、

巨額の損害賠償責任を負担しなければならないことを判示する裁判例が近年において増加している。

筆者の問題意識はすでに別稿<sup>(2)</sup>において示した通りであるが、自転車事故の高額損害賠償判決には若干の問題があるという認識に立っている。端的には、自転車、単車、自動車、大型貨物車といった順に、利便性や運用による報酬の大きさに対応した責任の大きさ、すなわち、事故責任の賠償額の大きさが賠償額を決定する基軸としての発想となるべきであるという考え方である。その論理的帰結として、自転車は確かに「車両」に位置付けられ、利便性を有する運搬具ではあるが、事故の責任は自動車事故の場合よりも小さくてもよいのではないのかという考えに至る。

そのような問題意識において、筆者が特に実際の裁判実務を考察するに際して注目するのは、賠償額の大きさとともに、過失相殺などによる賠償額の減額幅・低減率である。本稿以下Ⅲ章では、そのような問題意識と視点において12件の近年の自転車事故高額損害賠償判決事例を検討することとしたい。

### Ⅲ 具体的裁判例の検討

以下では、12件の自転車事故高額損害賠償判決を個々に検討する。検討項目は、[事実概要]、[判決要旨]、[筆者の視点による若干の検討]である。

#### 【◎1】 さいたま地判平成14年2月15日（裁判所ウェブサイト掲載判例）

##### [事実概要]

平成12年2月15日の朝、埼玉県S市T町二丁目先交差点（本件交差点という。）において、被告運転の自転車とE運転の自転車が発生した。Eは、本件事故により転倒し、左側頭部を強打して、乙病院に収容されたが、上記傷害により同月24日、同病院において死亡した。被告は、R高等学に在籍する高校生であり、本件事故当時はその1年生であった。

本件事故の概要は以下のとおり。被告運転の加害車両は信号機のないT字路交差点を直進してきたところ、その加害車両を交差点においてE運転の被害車両後部に接触させて被害車両が転倒してEが頭部に負傷するなどしたものである。

訴え亡Eの夫原告A、その子原告B、原告C及び原告Dは、民法709条、711条により損害賠償を被告に請求した。本件では、Eに過失があったか否か、あった場合の過失相殺割合などが争点となった。

##### [判決要旨]

「本件事故は、被告が本件交差点内を進行するに当たり、前方の注視を厳にして、本件交差点に進入してくる車両の有無及びその動静を確認しながら、減速するなど適宜速度を調整して横断

歩道の隣に設置された自転車横断帯を進行し、Eが本件交差点を左折するに当たり、直進する左方車の有無及びその動静を確認しながら、できる限り道路左側端に沿って左折進行していたとすれば、避けられた蓋然性が高いというべく、本件事故の発生については被告及びEの双方に過失があったものというべきであり、その過失割合は、被告7割5分に対し、Eが2割5分と認めるのが相当である」と判示した。

結論として以下のように判示した。「以上の認定及び判断の結果によると、原告らの本件各請求は、不法行為による損害賠償として、原告Aにおいて被告に対し、1618万3599円及びこれに対する不法行為の日である平成12年2月15日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、原告B、原告C及び原告Dにおいて被告に対し、それぞれ506万4533円及びこれに対する不法行為の日である平成12年2月15日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、それぞれ理由がある」として、総額約3,140万円の損害賠償を命じた。

#### **[筆者による若干の検討]**

- ◇自転車同士の交通事故である。保険に加入していないとしたら、3,140万円の賠償額は非常に負担の重い賠償額となろう。
- ◇信号機のない交差点の自転車同士の衝突事故としては、過失相殺割合が25%というのは低率であるようにも感じられる。本件のように被害者にも過失が明確に認定されており、同じ「車両同士」の衝突事故であるならば、もう少し高率の過失相殺も考えられてもよかったかもしれない。

### **【◎2】 大阪地判平成14年6月11日（交民53巻3号777頁）**

#### **[事実概要]**

平成11年7月5日午後4時10分ころ、兵庫県西宮市の路上において、被告Y運転の足踏み式二輪自転車が、本件信号機のない交差点を左折した際、交差道路を対向進行してきたA運転の足踏み式二輪自転車と衝突した。Aは、本件事故により、脳挫傷、脳内出血、急性硬膜下血腫の傷害を負い、入院治療を受けた。その約1年4か月後の平成12年11月17日、気管切開術後の慢性気管支炎を原因とする大葉性肺炎により死亡した。訴外Aの妻（原告X1）、その子ら（原告X2、X3）は、民法709条などを根拠とした損害賠償をYに請求した。本件では、事故とA死亡との相当因果関係の存否、および、過失相殺などが争点となった。

#### **[判決要旨]**

本件では、まず、本件事故の約1年4か月後に死亡した被害者Aの死亡と本件事故との相当因果関係の存在が認定された。

過失相殺については、以下のように判断された。「仮に、被告が主張するように亡A車が進路を道路左端から右寄りに変更した事実があったとしても、…亡A車が停止線を僅かに越えてはい

るもののなお南北道路の左側部分を走行していたことは明らかであること、亡A車が道路中央寄りに進路を変えるような動きをした理由としては、下り勾配をかなりの速度で対向進行してくる被告車を認めこれを回避しようとして咄嗟にハンドルを右に転把した可能性も否定しがたいこと、南東道路は本件交差点に向かって登り勾配となっていることからして亡A車が本件事故当時それほど速度を出していたとは考えられないのに対し、被告が予め左折先の道路状況を注視していれば…相当手前で亡A車を容易に発見することができたはずであるから、ハンドル及びブレーキを適切に操作し十分減速した上で南東道路左側を走行していれば、本件事故を容易に回避することができたと考えられることなどに鑑みれば、本件事故の発生については被告の過失が極めて重大であるのに対し、亡Aには過失が全く存しないか、仮に過失が存したとしても、被告の過失の重大さに照らせば過失相殺すべき程度のものとまでは認めがたいというべきである。

結論として、原告らの被告に対する請求は、原告X1につき金1607万1632円、同X2、X3香につき各908万9091円の賠償額を認容した。

#### [筆者による若干の検討]

◇総額約3,400万円の損害賠償が命じられた事案である。

◇自転車を「車両」として考えるならば、走行中の車両同士の衝突事故であるにもかかわらず、過失相殺が一切なされないという判断は適切なものなのかという若干の疑問を禁じ得ない。

◇自転車同士の事故については、走行中の自動車同士衝突事故における過失相殺のようなルールは存在していないが、そのようなルールの不存在を実感させられた事例でもある。

### 【◎3】 名古屋地判平成14年9月27日（交民35巻5号1290頁）

#### [事実概要]

平成7年1月19日午後5時40分ころ、愛知県瀬戸市の道路を訴外A（75歳、女性、主婦）が本件道路の右側端（東端）を南から北に歩行中、北から南に進行中の被告Y1（本件事故当時14歳、中学2年生）の自転車が訴外Aに衝突した。訴外Aは、本件事故により、脳挫傷、急性硬膜下血腫、外傷性くも膜下出血、急性水頭症、両耳出血疑い、外傷性内耳障害の傷害（以下「本件傷害」という。）を負った。その後後遺障害を残していたが、さらにその後死亡するに至った。訴外Aの5名の子（X1～X5）は、Y1に過失があったとして損害賠償請求をするとともに、Y1の両親Y2およびY3にも民法709条の不法行為を根拠とした損害賠償を請求した。Yらは、Y2およびY3には不法行為は成立しないこと、ならびに、訴外Aの過失相殺および素因減額などを主張して争った。

#### [判決要旨]

本判決では、以下のように過失相殺がなされた。「被告申二は、進路前方の安全確認という自転車運転者としての基本的注意義務を尽さないまま、被告自転車で進行し、その結果、本件衝突直前に至るまで亡鈴子に気付かなかったものと認めるのが相当であり、この過失が本件事故惹

起の主たる原因であったといわなければならない。被告申二は、既にかなり暗くなった時間帯に、薄暗い本事故現場付近を、無灯火のまま被告自転車を進行させていたのであり、この点も、自転車運転者としての基本的注意義務を怠ったものである。他方、「本件道路状況と亡鈴子の進行形態の下においては、亡鈴子にも、対向車両との衝突・接触事故を回避するために、進路前方の安全に留意して歩行することが期待されていたものというべきところ、亡鈴子において、前方の安全に十分留意して歩行していれば、相手が無灯火の自転車ではあっても、衝突回避可能な時期にその自転車の存在を認識し得たものと認められるところ、亡鈴子は、被告自転車に気付くのが遅れたか、あるいは気付いて適切な回避行動に出るにつき不十分な点があった結果、本件衝突を避け得なかったものと推認せざるを得ない」。以上によれば、本件事故発生に関する亡鈴子と被告申二の過失割合は、被告申二が八五、亡鈴子が一五であるものと認めるのが相当である。

被告らの素因減額の主張については、「亡鈴子の予後の不良性・本件後遺障害の程度に相当程度寄与していると認められるのであるから、被告申二が賠償すべき額を定めるについては、損害の公平な分担の趣旨から、民法七二二条の規定を類推適用し、上記素因が寄与している事情を斟酌するのが相当である」と判示の上、原告らが主張した損害項目のうち「症状固定後の付添介護費」「逸失利益」「後遺障害慰謝料」の費目について因果関係を否定した。

また、Y 1の両親Y 2、Y 3の709条の不法行為責任の成立を否定した。

結論として、原告らの本訴各請求は、被告Y 1に対し、本件事故に基づく損害賠償金として、X 5名らそれぞれ、金624万7661円などの限度で認容した。

#### **【筆者による若干の検討】**

◇歩行者対自転車の事故事例であるので、過失相殺割合は低率であるものの、被害者の過失に関してもその根拠などが詳細に判示されており、説得力のある認定となっていると感じる。

◇損害賠償額の総額は約3,124万円である。

#### **【◎4】 東京地判平成17年9月14日（自保ジャーナル1627号14頁）**

##### **【事実概要】**

本件事故は、南から北へ至る都道と、本件交差点から西へ至る区道とがT字型に交わる、信号機により交通整理の行われている交差点において発生した。被告Yは自転車を運転して、対面赤信号の交差点の横断歩道上を進行中、Y自転車にはほぼ直角に交差点に進入してきた訴外A運転の単車が衝突し、訴外Aは負傷して後、死亡した。訴外Aの妻である原告X 1とその子ら（原告X 2、X 3）は、Yに対してA死亡などに基づく損害賠償を請求した。

##### **【判決要旨】**

本件事故についての過失相殺に関して、裁判所は以下のように判示した。「本件事故は、単車と自転車が衝突し、単車の運転者により大きな被害が生じた事故であり、双方の過失割合を考える場合、自転車側が被害者となる事故と全く同列に論じることはできない。しかしながら、自転

車は、四輪車や単車と異なり免許が不要で、交通法規に必ずしも精通していない児童等も運転すること、速度は四輪車や単車の速度と歩行者の速度の中間程度になること等、単車とは異なる自転車特有の事故の起こり方があることから、四輪車同士の事故と本件事故とを同一視することもできない。「本件事故については、既に述べた事故態様及びAの過失内容のほか、被告の過失内容、特に、被告が赤信号であるにもかかわらず幅員が18.1メートルもある片側2ないし3車線の都道を横断し、約12.7メートル進行した地点で衝突していること、被告が左方の安全を全く確認しないまま横断したことが本件事故の大きな原因となっており、被告が当時未成年とはいえ17歳であって判断能力は認められ、その過失は重大というべきこと、単車の運転者であるAが本件事故により死亡するという重大な結果を招いたことも考慮すると、その過失割合は、Aが20%、被告が80%とするのが相当である」とした。

被告Yに対しては、結論として、過失相殺後の損害賠償認容額3,943万7,225円および葬儀費用ならびに弁護士費用などを賠償額として命じる判決となった。

#### **[筆者による若干の検討]**

◇賠償額の総額は約4,000万円である。

◇単車と自転車の衝突事故において単車運転者の被害の方が大幅に大きいという珍しい事案であり、一般化要素を引き出すことが難しい事例と言えそうである。

#### **【◎5】 大阪地判平成19年7月10日（交民40巻4号866頁）**

##### **[事実概要]**

平成17年12月24日午後6時ころ大阪府門真市常の路上において、訴外Aが、本件事故現場付近の歩道を東から西に歩いていたら、対向して西から東に走行してきた被告Y1（中学生）運転に係る被告自転車と訴外Aに正面衝突した。訴外Aは、路上に転倒し、頭を強打して脳幹出血（外傷性）により死亡した。被害者の相続人の一人が原告との間で締結していた人身傷害保険契約が付された自動車保険契約に基づいて、原告が被害者の相続人らに保険金3,000万円を支払い、これによって、原告が、被害者の相続人らが被告Y1被告Y1親権者である被告Y2に対して有する損害賠償請求権を取得したとして、被告らに対し、約3,000万円の支払を求めた事案である。本件では、Y2の監督義務者責任の有無、過失相殺などが主な争点となった。

##### **[判決要旨]**

過失相殺の争点に関して、当該裁判所は以下のように判示した。「本件事故は、被告Y1が、本件歩道上を被告自転車で走行するに際し、歩行者等の動静に十分注意を払いつつ進行し、かつ、本件事故当時は、既に日没後であったのであるから、前照灯を点灯して自車の接近を歩行者等に知らせるべき注意義務があったにもかかわらず、…前照灯を点灯しないまま、速めの速度で進行した上、東側の交差点の信号機に気を取られ、前方の注視を怠った過失によって発生したものであることは明らかである。しかも、…被告Y1の視力は、裸眼で〇・二程度であったにも関わら

ず、本件事故当時、眼鏡をかけていなかったというのであるから、このことも相まって、前方の確認が十分でなかったものといわざるを得ない。「他方、…本件歩道には、自転車歩道通行可の標識が設置されていたのであるから、訴外Aにおいても、前方を確認しつつ歩行すべきであったということはできるものの、本件歩道は、その幅員が二・五メートルと比較的狭い上、訴外Aは、本件歩道の北端線に近い部分を歩行していたというのであるから、このことと、被告自転車の前照灯が点灯されておらず、かつ、被告自転車が速めの速度で進行していたことを併せ考えると、訴外Aにおいて前方の確認が不十分であったことを同人の過失としてみても、前記認定の被告Y1の加害行為及び過失の程度と対比してみるときは、訴外Aに過失相殺の対象としなければならない程度の過失があったとは認め難いものといわなければならない」として過失相殺を否定した。

また、Y2の監督義務者としての責任は否定した。

結論として、本件判決では、被告Y1に対して原告に3,000円程の損害賠償請求を認めた。

#### **[筆者による若干の検討]**

◇賠償額は保険会社の填補費用であり、法定利息を除いて3,000万円と高額なものとなった。

◇歩行者対自転車の事故であるので、歩行者の過失相殺はなしとした本判決が不当であるとは思わないが、被害者の前方確認が不十分であったまで認定したのであれば、若干の過失相殺がなされてもよかったのではないかという感想をもつ。

### **【◎6】 広島地尾道支判平成19年10月9日（判時2036号102頁）**

#### **[事実概要]**

被告Y2が主催した「ツール・ド・しまなみ」という行事に参加した被告Y1は、平成15年10月19日午前8時30分ごろ、運転の自転車で被害者A（当時63歳、会社の代表取締役）と広島県尾道市の路上で、Aに衝突し、Aは、路上に転倒して、脳挫傷、外傷性クモ膜下出血、頭蓋骨骨折、気脳症等の傷害を受け、収容先の病院において、前同日午前11時頃死亡した。

Aの妻および、Aの子3名（原告Xら）は、A死亡による損害などを被告Y1、および、Y2に対して請求した。また、原告との保険契約によりA死亡による保険金を支払った保険会社Zは、その支払った保険金額の請求権を原告から取得したとして、その金額の支払を被告Y1およびY2に対して行った。

これに対して、Y1は、被害者Aが犬の散歩中であり十分な注意を払ってなかったなどを根拠として3割以上の過失相殺を主張した。

#### **[判決要旨]**

第一に、Y2の責任について、以下のように認定した。「被告Y2にも本件事故発生について咎は免れず、民法七〇九条により、後記検討のとおり損害を賠償する責任があるというべきである。・・・そして、被告Y2が前記のとおりの手立てを十分に講じておれば被告Y1の本件事

故もなかったというべきであるから、双方の間の客観的関連共同は優に肯定でき、両被告は民法七一九条により共同不法行為者としての連帯責任を負うものと解すべきものである」とした。

第二に、Y 1 のなした過失相殺の主張について、「被告 Y 1 の前方注視義務違反は当然免れがたいところではあるが、他方、A も、前記のとおり、本件事故現場付近には横断歩道があるのにそれ以外の場所で車道に立ち入っていること、また、前記検討の結果によれば、A が散歩させていた犬が車道上の被告 Y 1 に突如向かっていったことが窺われるが、犬を戸外において散歩させる者はこのように犬が他者の交通等に迷惑をかけることのないよう配慮する義務がそもそもあるというべきであること、さらに、如何に本件車両が自転車のため無音走行してきたためであろうとはいえ、A も車道に立ち入るに際しよく周囲を注意していれば被告 Y 1 の本件車両に気付かなかった筈はないと思料されること等の事情が認められるところである。…こうしてみると、被告 Y 1 と A の過失割合は、彼此勘案して、結局七対三と判定するのが相当である」として、3割の過失相殺を認めた。

結論として、以下のように Y 1 と Y 2 の共同不法行為責任を認定した。

「被告 Y 1 及び同 Y 2 は、各自、原告 X 1 に対して二七六二万二四五二円、原告 X 2、同 X 3 及び同 X 4 に対して各九二七万四一五〇円並びにこれらに対する平成一五年一〇月一九日から支払済みまで民法所定年五分の割合による遅延損害金を支払うべきである。・・・Z が原告らに五〇〇〇万円の保険金を支払い、同額の損害賠償請求権の譲渡を受けたこと等については前記のとおりである…被告 Y 1 及び同 Y 2 は、各自、Z に対し、五〇〇〇万円及びこれに対する平成一五年一〇月一九日から支払済みまで民法所定年五分の割合による遅延損害金を支払うべきである」とした。

#### 【筆者による若干の検討】

- ◇ 損害賠償額の認容額が 1 億円を超えているということには十分留意すべきである。
- ◇ ただし、Y 1 個人の不法行為責任ではなく、Y 2 との共同不法行為責任であるから、1 億円を超える賠償額ではあってもその事情には留意すべきである。
- ◇ 過失相殺が 3 割行われている。歩行者対自転車の事故で過失相殺が歩行者側に 3 割なされるということには意義があると感じられる。ただし、結論としての賠償認容額が高額であることは留意する必要がある。

### 【◎7】 東京地判平成20年6月5日（判例集未搭載事件）

#### 【事実概要】

#### 《1》 自転車事故の発生

平成17年4月30日午後1時50分ころ、被告 Y 1 は、自転車を運転し、東京都の街道を進行中、斜めに車道を横切ろうとして、自転車横断帯から12.4m以上手前の地点から車道に自車を進入させたところ、本件道路の車道を走行中の原告 X 1 運転の自転車と衝突した。原告 X 1 は、本件

事故により、前方に投げ出されて頭部を強打し、脳内出血、頭蓋骨骨折等の傷害を負い、その症状は、平成17年10月14日に固定した。原告X1は、平成17年11月21日、千葉県から、交通事故による言語機能喪失（3級）、右上肢機能全廃（2級）、右下肢機能全廃（3級）の障害について、身体障害者等級表による級別1級の身体障害者手帳の交付を受けた。

原告X1の両親であるX2およびX3は、右自転車衝突事故によるX1が身体に被った損害と、X2およびX3が被った固有の精神損害、ならびに、弁護士費用などを、被告Y1および被告Y1の父親Y2に対して損害賠償請求を提起した。

これに対してYらは以下のように過失相殺を主張するなどした。

「原告X1としては、本件事故現場付近を進行する際、前方を注視するとともに、徐行したり、歩道内によける等、事故を防止する注意義務を負っていた。しかしながら、原告X1は、これらの回避行動を容易にとることができたにもかかわらず、自転車を下を向いたまま高速で走行させ、これらの措置を何らとっていない」などと主張した。

#### 【判決要旨】

第一に、被告Y1の過失について以下のように認定した。「被告Y1は、自転車横断帯を利用することなく本件道路を横断しようとするのならば、自転車を歩道から車道に進入させるのに先立ち、少なくとも右方から走行してくる車両の有無、動静を十分に注視、確認した上で、車道に進入させるべきであったところ、…右方から車両が走行してくることはないものと軽信して、上記のような注視、確認をすることなく、自転車を車道に進入させて本件道路を横断しようとしたことから、原告X1運転の自転車と衝突するに至った」などと認定して、「被告Y1は、車道に自転車を進入させるに際し、上記の注視、確認義務を怠ったものといわざるを得ない。したがって、被告Y1には民法709条に基づく損害賠償責任がある」と判示した。

第二に、原告X1の過失割合について以下のように判示した。「被告Y1は、交通の頻繁な幹線道路である本件道路を、安全を確認しないまま、自転車横断帯によらず、車道の通行方向に対向する形で斜めに横断しようとしたとの本件事故の発生に関する諸事情を総合考慮すると、本件事故についての過失割合としては、原告X1につき50%程度と認めるのが相当である」として、過失相殺割合を5割と認定した。

第三に、賠償額などに関する結論として以下のように述べた。

原告X1に対する損害賠償として、以下のように判示した。「損害の合計は1億7244万7446円である。そして、…原告X1は、富士石油健康保険組合から家族療養費等として1012万5241円の給付を受けたことが認められるので、損益相殺的調整として、これを控除するのが相当である。控除後の残額は1億6232万2205円となり、これに上記の過失割合を考慮すると、8116万1102円となる。上記の額に照らすと、弁護士費用としては820万円を損害と認めるのが相当である」とした。

また、原告X2およびX3の損害については以下のように判示した。「固有の慰謝料として、

それぞれ150万円を認めるのが相当である。そして、弁護士費用については、それぞれ15万円を本件事故による損害と認めるのが相当である」とした。

**[筆者による若干の検討]**

- ◇本件事故は自転車同士の衝突事故であることに十分留意する必要がある。
- ◇したがって、被害者の過失相殺割合が5割と高率であることは、自転車同士の事故であることが大きな要因となっていると考えるべきである。
- ◇賠償額総額の認容額は約9200万円と非常に高額である。過失相殺が50%のなされた後の認容額がこれほど巨額であることには驚きを感じる。

**【◎8】 神戸地判平成21年3月25日（交民42巻2号426頁）**

**[事実概要]**

平成16年1月27日午後5時5分ころ神戸市東灘区の道路上において、原告Xは、本件事故現場である交差点を東から西に向けて歩いて横断していた。他方、被告Yの運転する自転車は、本件交差点を北から南に向けて直進していた。そして、本件事故現場において、被告車ないしこれを運転していた被告が原告と衝突した。原告は、本件事故によって、頭部外傷、左眼窩骨折、左頬骨骨折、左下顎骨骨折、前歯欠損等の傷害を負い、左頬骨の変形、顔面の醜状痕および顔面局部の頑固な神経症状という後遺障害を残して症状固定した。

原告Xは、被告Yに対して傷害および後遺障害による損害賠償を請求した。被告Yは過失相殺を主張するなどして争った。

**[判決要旨]**

被告主張の過失相殺については以下のように判示した。「本件事故は、信号機により交通整理の行われていない交差点を横断していた歩行者である原告と交差道路を直進して来た被告運転の自転車である被告車とが衝突した事故である。そして、被告車が相当程度の速度で進行していたことや南北道路が東西道路よりも相当程度広いことなどを勘案すれば、原告の過失割合は、三〇パーセントであると認めるのが相当である」。

結論として、原告が被告に対し1239万3543円および遅延損害金の支払を求める限度で理由があるとして、これを認容額とした。

**[筆者による若干の検討]**

- ◇賠償額は約1240万円と比較的高額である。
- ◇歩行者の過失相殺割合を30%と認定している点は、歩行者対自転車の事故としては妥当な相殺率であると見ることもできよう。このため、賠償認容額の総額が比較的抑えられた額となっているように感じられる。

**【◎9】 さいたま地判平成23年11月18日（交民44巻6号1423頁）**

**[事実概要]**

平成19年6月2日午後4時、埼玉県志木市の歩道を被告Yが被告車（自転車）を運転して幅員約2メートルの本件歩道を北方から南方に向かい走行していたところ、歩道と直角に交差する左方（東方）の路地から原告Xが歩道に進入し、衝突し原告が転倒して受傷した。原告は、本件事故により入院期間44日及び通院期間約5ヶ月を要する左大腿骨頸部骨折の傷害を負い、この退院後に過敏性腸炎により入院期間5日を要した。XからYに対して損害賠償の請求がなされた。被告Yは、事故におけるXの過失相殺とXの受傷についての素因減額などを主張して争った。

**[判決要旨]**

被告Yの過失と原告Xの過失相殺について以下のように判示した。「被告は、上記の交通法規が規定する自転車の歩道通行における走行区分並びに徐行及び一時停止の義務に違反しており、被告には、歩道上の歩行者の通行の安全を確保して、その身体の安全を守るべき注意義務に違反する過失があることを、明らかに肯定することができる」。他方、「原告は、そのような出入口付近に急勾配のある本件路地から本件歩道内に進入するに当たり、本件路地の出入口の前で一時停止するなどして左右の安全の確認をして本件歩道内に進入していれば、本件事故を避けることができたことが認められる。このように、原告にも、不注意と評価し得る過失を肯定することができるものの、本件事故における責任の度合いとしては、自転車の運転者である被告による上記の交通法規違反に基礎付けられた過失の程度が格段に大きく、これと比べれば、歩行者である原告の過失の程度は相当に低いものというべきであるから、これを10%と認めるのが相当である」とした。

このほか、Yの受傷について、素因減額が図られた。

結論として、「原告の請求は、1,706万3,208円及びこれに対する不法行為の日である平成19年6月2日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある」と判示した。

**[筆者による若干の検討]**

◇賠償額約1,700万円の高額な認容額となっている。

◇歩行者対自転車の事故ではあるものの、歩行者にも過失があることを認定して10%の過失相殺がなされていることは注目すべきである。

**【◎10】 東京地判平成25年3月27日（判例集未搭載・データベースD 1-Lawから）**

**[事実概要]**

平成22年6月4日午前3時10分頃、東京都川の河川敷に設けられている南方面と北方面とに延びるサイクリングロードにおいて、自転車（被告車）を運転する被告Yと歩行中の訴外Aとの間で交通事故（本件事故）が発生し、その際の正面衝突により訴外Aは後方に転倒して後頭部を路面に打ち付けるなどした。A（本件事故当時77歳）は、本件事故により、後頭部打撲による

脳挫傷、外傷性頭蓋内出血兼頭蓋骨骨折等の傷害を負い、病院に救急搬送され、入院して治療を受けたが、同月7日、上記病院において、上記傷害のため死亡した。訴外Aの妻原告X1、その子ら原告X2及び原告X3はYに対して損害賠償を請求した。

#### [判決要旨]

被告Yの過失について以下のように判示して明確に認定した。「被告には、自転車を運転するに当たり、前方を注視すべき注意義務があったにもかかわらず、これを怠り、下を向いたままで自転車を約23メートルにわたり走行させた過失が認められるのであり、被告は、民法709条に基づく損害賠償責任を負う」。「被告は、結果回避可能性はなく過失はないなどと主張する。しかし、…被告は、本件事故当時、被告車を時速約15ないし20キロメートルで走行させており、その停止距離は約4.6メートルないし6.7メートルであったところ、少なくとも亡Aと衝突する10メートル前には亡Aを認識することができる状況であったのであるから、被告が前方を注視していれば、亡Aを認識しブレーキをかけることにより亡Aとの接触を回避することができていたものであり、結果回避可能性はあったといえる」などとした。

結論として、原告X1に対し、損害賠償金1170万2190円、原告X2及び原告X3に対し、損害賠償金各502万1095円とその法定利率に基づく遅延損害金を賠償額として認定した。

#### [筆者による若干の検討]

◇賠償額の総額は約2,174万円と比較的高額である。

◇過失相殺は一切なされていないが、認定の事実によれば、被害者たる歩行者に過失を認めることは難しいようにも思われる。

### 【◎11】 神戸地判平成25年7月4日（判時2197号84頁）

#### [事実概要]

平成20年9月22日午後6時50分ごろ、原告X（被害者・当時62歳）が、神戸市北区の路上歩いていたところ、対向して自転車で走行してきたA（当時11歳）運転の被告自転車と正面衝突した。

原告Xは、本件事故により、急性硬膜下血腫、脳挫傷、頭蓋骨骨折等の傷害を負い、治療を受けるなどした。その後、原告Xは、急性硬膜下血腫、広範囲脳挫傷、水頭症につき、意識障害（植物状態）、開眼するも意思疎通不可、四肢拘縮（四肢可動不可）等の症状を残して、平成21年3月22日に症状固定したとの診断を受けた。

原告Xは、本件事故により損害を被ったとして、Aの唯一の親権者である被告Yに対し、監督者責任（民法714条1項）に基づく損害賠償金などの支払を求め、また、損害保険会社である原告保険会社が、原告Xの人的損害に係る人身傷害補償保険金を支払ったことにより、原告Xの被告Yに対する損害賠償請求権を代位取得したとして、同人に対し、求償金などの支払を求めた。

被告Yは、主に以下のような主張をして損害賠償責任の否定と減額を主張した。第一に、Yは、

Aに対して自転車の走行方法について指導しており、監督義務者の責任を果たしていたこと。第二に、原告Xとの過失相殺の主張を以下のようにおこなった。すなわち、「仮に被告Yが監督責任を負うとしても、本件道路の状況、Aの年齢、本件事故の状況（特に、原告花子は、衝突回避可能な時期に次郎を認識し得たにもかかわらず…足元に気を取られ、前方の安全に十分に留意することなく、Aの発見に遅れ、衝突を避け得なかったものといえる。）等の諸事情を考慮し、過失相殺が認められるべきである」とした。

#### 【判決要旨】

被告Yの上記主張については、以下のように判示していずれも退けている。

第一の点について、「被告Yは、Aに対し、日常的に自転車の走行方法について指導するなど監督義務を果たしていた旨主張するが、上記認定のAの加害行為及び注意義務違反の内容・程度、また、被告YはAに対してヘルメットの着用も指導していたと言いながら（被告本人）、本件事故当時はAがこれを忘れて来ていることなどに照らすと、被告Yによる指導や注意が奏功していなかったこと、すなわち、被告YがAに対して自転車の運転に関する十分な指導や注意をしていたとはいえ、監督義務を果たしていなかったことは明らかであるといえ、被告Yの主張は採用できない」とした。

第二の点について、「原告Xにおいても、進路前方の安全に留意して歩行すべきであり、前方の確認がやや不十分であったものの、上記認定の原告XらとA運転の被告自転車の大きな速度差、Aの加害行為及び注意義務違反の内容・程度等に鑑みると、原告Xに過失相殺の対象としなければならぬ程の過失があったとは認め難いというべきである」とした。

本判決の結論として、以下のように判示して、以下の金額について被告Yに対する損害賠償請求を一部認容した。「原告Xにつき、監督者責任（民法714条1項）に基づく人的損害賠償金3,520万7,092円（9,520万7,082円－5,999万9,990円）及びこれに対する不法行為の日である本件事故日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金」。「原告保険会社につき、原告花子の被告に対する損害賠償請求権を代位取得した求償金5,999万9,990円及びこれに対する原告保険会社が人傷保険金の支払をした各日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金」。

#### 【筆者に視点による若干の検討】

◇総額約9500万円の支払いを認容した判決である。近年における裁判例の中では非常に高額な賠償を認容した自転車事故判決である。本判決はマスメディアなど（例えば、朝日新聞2013年7月5日夕刊）でも大きく報じられた。

◇この事案では、加害者側（被告）が被害者との過失相殺を主張したにもかかわらず、被害者側には一切の過失を認定しなかったことが賠償認容額が高額となった一因ではないかと筆者は考えている。

◇被告Yの監督義務者責任が肯定されたことに関しては、特に大きな問題はないものと考えられ

る。

**【◎12】 東京地判平成26年 1月28日（判例時報2261号168頁）**

**[事実概要]**

平成22年1月10日午前11時40分頃、東京都大田区の路上を被告Yが、被告車を運転して信号機により交通整理が行われている交差点を直進しようとするに当たり、対面信号機が赤色灯火の信号を表示していることを看過して進行したため、本件交差点の入口に設置された横断歩道上を対面信号機の青色灯火の信号に従って左方から右方に向かい横断歩行してきた訴外A（当時75歳）に被告車を衝突させ路上に転倒させた。訴外Aは、本件事故後、病院に救急搬送され、同病院において、初期治療が施され、経過観察することとされた。その後、本件事故の日の翌日である平成22年1月11日、意識レベルが低下し、緊急手術を受けたが、状態が改善せず、事故から5日後の同月15日に死亡した。

訴外Aの夫X1および子X2は、Yの本件事故における過失を以下のように主張して訴外A死亡による損害賠償をYに請求した。すなわち、「被告は、被告車を運転して本件交差点を直進しようとするに当たり、前方を注視して進路前方の安全を確認し、対面信号機の表示する信号に従って進行すべき義務があるのにこれを怠り、前方を注視せず、進路前方の安全を確認しないまま、対面信号機が赤色灯火の信号を表示していることを看過して停止線を越えて本件交差点に進入しようとした過失により、被告車をAに衝突させた」ものである。

**[判決要旨]**

被告は、本件事故と訴外Aの死亡との相当因果関係を争うなどしたが、過失相殺の主張などは行っていない。

結論として、原告X1の請求は2,427万93円、原告X2請求は2,319万1,067円、およびそれぞれ法定利率に基づく遅延損害金について認容した。

**[筆者に視点による若干の検討]**

◇賠償額の総額は約4,746万円と高額である。

◇賠償認定額は高額であるが、被告は過失相殺の主張などは行っていない。被告の信号無視といった事故の態様からも過失相殺が認められるのは困難であったとも考えらえる。

## IV 総合的検討—結びに代えて—

以上のような個々の裁判例の考察をもとにして、自転車事故高額損害賠償判決について総合的な視点から検討をおこなって結論に代えることとしたい。

第一に、本稿では近年における12件の自転車事故高額損害賠償判決を觀てきたわけであるが、特にその中でも際立って高額な賠償判決を下したのは、◎6（1億円以上）、◎7（約9,200万円）、

◎11 (約9,500万円) などである。賠償額が高額となること自体が法理論的には問題ないという見方もあるが、自転車を「車両」と位置づけ、自動車などと並ぶ利便性のある運搬具と捉えた上で、「利便性の大きさに対応した責任の大きさ」という危険責任や報償責任の原理的発想に基づくのであれば、自動車事故レベルと同程度の賠償額が認容されるという判決の結論には、筆者としては違和感をもつことも事実である。

第二に、岸郁子弁護士<sup>(3)</sup>の分析によれば、自転車事故の特徴として、「自転車の走行軌跡が自動車のように単純で直線的なものではないこと、左右に気軽に走行したり安易に停止する中で生じる事故も多い」などといった自動車事故にはない不規則な走行を原因とするものも少なからずあるとされる。そのような事情に鑑みれば、特に、過失相殺などは大量の自動車事故裁判事例が積み上げて構成されたルールと同様のものを作ることが困難なのではないかという推測も成り立つところであるものの、本稿で検討した12件の事例をみると、過失相殺ルールの構成はそれほど困難なもののように思われない。◎1と◎2は交差点における自転車同士の事故であり、◎3、◎8と◎9は交差点における歩行者と自転車の事故であり、◎4は交差点における自転車と単車の事故であり、◎5、◎6、◎10、◎11と◎12は路上における歩行者と自転車の衝突事故であり、◎7は路上における自転車同士の衝突事故である。いずれも特に自転車が不規則な走行をしたという事実は認められないことを考えれば、自転車事故においても特殊な例外を除外すれば、過失相殺ルールを確立することも不可能ではないと思われる。そして、そのような過失相殺のルール化に、裁判例における賠償額の調整がより一層機能的なものとなり、適正な賠償額認容に繋がっていくことが期待できると思われる。

第三に、歩行者対自転車の事故の場合に、過失相殺などを通じて適正な賠償額の認容が図られていくという可能性について言及したい。本稿で検討した裁判例のうち、歩行者対自転車の事故の事例は、◎3 (被害者15%)、◎5、◎6 (被害者30%)、◎8 (被害者30%)、◎9 (被害者10%)、◎10、◎11、◎12である。このうち、被害者たる歩行者に過失相殺を認めていない事例は、◎5、◎10、◎11、◎12である。ここから次のようなことが指摘できるのではないかと思われる。一つ目としては、比較的多くの事例で対歩行者事故についても過失相殺は行われている。自転車が自動車よりも利便性において劣っているという事情に鑑みれば、より一層の高率な過失相殺による賠償額低減が図られるということも検討課題としてもよいように感じる。二つ目としては、過失相殺の一切なされていない◎10および◎12の事例では、事故の態様からして加害自転車が一方的に責任を負担すべき状況にあったと評価できるが、◎5および◎11では、本当に歩行者に過失が一切なかったと言えるかは再考の余地がありそうである。とりわけ、◎5事例では、被害者たる歩行者に「前方確認が不十分であった」と判決文における言及があるにもかかわらず、過失相殺には及ばないとの判断がなされており、このような事例では、より一層積極的に過失相殺を行うことを考えてみる必要もありそうである。

最後に、筆者の根本的な発想を敷衍すれば、自転車は「車両」であるとの位置づけを法的に実

## 自転車事故高額損害賠償判決の裁判例の検討

質的に確立していき、その中で「利便性の大きさに対応した責任の大きさ」という危険責任と賠償責任の原理に基づきつつ、自転車高額損害賠償事例には問題意識をもつべきであると考え。そして、そのような問題意識の上に立てば、過失相殺などを通じたより自転車事故賠償額の高額化の抑止という方向性が検討されるべきであると考え。

(たにぐち さとし・高崎経済大学経済学部教授)

### 【脚注】

- (1) 谷口聡「金沢市自転車条例（2018）に関する一考察」地域政策研究24巻4号25頁、同「兵庫県自転車条例における自転車保険加入義務化の検討」地域政策研究25巻1号21頁。
- (2) 谷口聡「自転車事故高額損害賠償事例に関する一考察」高崎経済大学論集64巻4号67頁。
- (3) 岸郁子「(報告3) 自転車加害事故における損害算定と過失相殺の動向」交通法研究40号（2012有斐閣）62頁。